

令和7年4月11日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

鹿島道路株式会社

期間: 令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間と1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

鹿島道路株式会社が、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むAs合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)並びに「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

＜取扱い＞

＜配布場所＞ 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

＜問合せ先＞

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和7年4月11日

近畿地方整備局

鹿島道路株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

令和2年度に近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が発注した国道42号和歌浦地区管路敷設他工事ほか6件(鹿島道路株式会社が受注した工事3件、他社が受注した工事4件)において、設計図書と異なるアスファルト合材が使用されたことが判明した。

詳細は、別紙の通り。

2. 指名停止措置理由

鹿島道路株式会社が発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むAs合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)並びに「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

詳細は、別紙の通り。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：鹿島道路株式会社

東京都文京区後楽1-7-27

代表取締役社長 吉田 英信

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間と1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

(過失による粗雑工事及び不正又は不誠実な行為)

1-2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)

2-15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

1. 案件の概要	○当該業者は、浪速国道事務所発注の「第二阪和国道大谷地区舗装他工事」、「第二阪和国道深日地区舗装他工事」、大阪国道事務所発注の「国道26号宿院地区舗装修繕工事」において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、各事務所と当該業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用して工事を行っていたことが判明した。 当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。 ○当該業者は、和歌山河川国道事務所発注の「国道42号和歌浦地区管路敷設他工事」、「国道42号古江見地区管路敷設工事」、六甲砂防事務所発注の「二楽上流堰堤改築工事」及び大阪国道事務所発注の「国道1号他舗装修繕工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。 これらの工事においては、各事務所と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」の使用を指定されており、受注者からも鹿島道路に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」を指定されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、当該業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。
2. 指名停止措置理由：	○有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）及び地方整備局（港湾空港関係）所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当するため。 ○当該業者は、アスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を認識しながら出荷するという不適切な体制となっており、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）及び地方整備局（港湾空港関係）所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。